

## ○ 星薬科大学図書館利用規程

平成 24 年 8 月 7 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、星薬科大学図書館図書管理規程（昭和 47 年 7 月 3 日制定）第 1 2 条の規定に基づき、星薬科大学図書館（以下「図書館」という。）の利用について定めるものとする。

(利用の資格)

第 2 条 図書館を利用することができる者（以下、「利用者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 星薬科大学（以下「本学」という。）の役員及び職員（以下「役職員」という。）
- (2) 本学の学生
- (3) 本学の名誉教授
- (4) 本学の役職員であった者（第 3 号に掲げる者を除く。）
- (5) 本学の卒業生及び本学大学院の修了者
- (6) 日本薬学図書館協議会加盟館所属の者
- (7) その他、図書館長が認める者

(開館時間)

第 3 条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。

月曜～金曜 8：45～21：30

土曜 8：45～12：00

ただし、授業を行わない日、大学の行事等により開館時間を変更することがある。

また、役職員及び所定の手続きを経た学生は図書館利用カードにより 1 月 1 日～3 日を除き、通年 22 時まで利用できる。

(休館日)

第 4 条 図書館は、日曜、国民の祝日、創立記念日、その他大学が定めた休日、蔵書点検期間等は休館とする。

(閲覧室内図書等の閲覧)

第 5 条 利用者は、閲覧室内の図書等を所定の場所において閲覧することができる。

(保存書庫内図書等の閲覧)

第 6 条 第 2 条第 2 号及び第 3 号に定める利用者は、所定の手続きを経て、保存書庫に入庫の上、以下の時間に閲覧することができる。

月曜～金曜 9：30～16：00

土曜 9：30～11：00

2. 第 2 条第 4 号から第 7 号に定める利用者は、図書館職員の出納により、保存書庫の図書等を閲覧することができる。出納の時間は、前項と同じとする。

3. 役職員及び所定の手続きを経た学生は図書館利用カードにより、1月1日～3日を除き、通年以下の時間に閲覧することができる。

9：00～22：00

(図書等の館外貸出)

第7条 第2条第1号及び第2号に定める利用者は、所定の手続きを経て図書等の館外への貸出を受けることができる。貸出の冊数、期間等については別に定める。

(レファレンスサービス)

第8条 利用者は、研究、教育又は学習上必要があるときは、参考となる情報の提供又は関係図書館資料の調査について、図書館に依頼することができる。

(相互利用)

第9条 利用者のうち第2条第1号及び第2号に掲げる者は、本学以外の図書館が所蔵する図書等の利用を図書館に依頼することができる。

2. 前項に規定する利用に要する経費は、当該依頼を行った者が負担するものとする。

3. 本学以外の図書館等から図書館所蔵図書等の利用の依頼を受けたときは、図書館長が支障がないと認める範囲内において、これに応ずるものとする。

(文献複写サービス)

第10条 利用者は、教育、研究又は調査を目的として、図書館所蔵の図書等の複写(以下、この条において「文献複写」という。)を図書館に依頼することができる。

2. 利用者のうち第2条第1号及び第2号に掲げる者は、他の大学の図書館等が所蔵する図書等の複写を図書館に依頼することができる。

3. 他の大学の図書館等から文献複写の依頼を受けたときは、図書館長が支障がないと認める範囲内において、これに応ずるものとする。

4. 文献複写の取扱い及び料金については、星薬科大学図書館の複写に関する規程(昭和53年3月24日制定)の定めるところによる。

(ラーニング・コモンズ)

第11条 利用者のうち第2条第1号及び第2号に掲げる者は、ラーニング・コモンズを利用することができる。ラーニング・コモンズの利用については別途定める。

(情報端末の利用)

第12条 利用者は所定の手続きを経て、情報端末を利用することができる。ただし、各種データベース、電子ジャーナルの利用については提供元との契約の範囲内とする。

(汚損等の届出義務等)

第13条 利用者が、図書等を汚損若しくは紛失したとき、又は機器その他の設備を損傷したときは、速やかに図書館長に届け出なければならない。

2. 図書等又は機器その他設備を汚損、紛失又は損傷した者には、弁償を求めることがある。

(利用者の館内における遵守事項)

第 14 条 利用者は、館内において次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 静粛にすること
  - (2) 図書館長の許可なく印刷物その他これに類するものを配布し、又は掲示しないこと
  - (3) 図書館長の許可なく撮影又は録音を行わないこと
  - (4) 閲覧室の座席を鞆、衣類、書類等で占有しないこと
  - (5) 喫煙をしないこと
  - (6) 認められた蓋付き容器の飲料以外の飲食をしないこと
  - (7) 他の利用者に迷惑を及ぼす行為を行わないこと
  - (8) その他図書館職員の指示に従うこと
2. 図書館長は、利用者がこの規定に違反したときは、当該利用者に対し図書館の利用を制限することができる。

(雑則)

第 15 条 この規程に定めるもののほか、図書館の利用に関し必要な事項は、図書館長が別に定める。

附則

この規程は、平成 25 年 7 月 24 日から施行する。

附則

この規程は、平成 27 年 4 月 22 日から施行する。

附則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。